

市内一円インクルーシブ遊具整備事業
設計・施工一貫プロポーザル実施要領

令和5年

防府市土木都市建設部 都市計画課

2023年度に発注予定の市内一円インクルーシブ遊具整備事業設計・施工についてのプロポーザル方式に基づく設計・施工業者の選定の手続きは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1. 目的

市内の公園や広場にインクルーシブ遊具を整備することで、障害のある方とない方が交流する場を提供するとともに、小さな子どもが遊べる憩いの場を整備することを目的とする。

また、遊具の整備にあたっては、木材を活用することによりカーボンニュートラルの実現に貢献する整備を行う。

2. 一般項目

- (1) 事業名 市内一円インクルーシブ遊具整備事業
- (2) 発注者 防府市
- (3) 審査方法 市内一円インクルーシブ遊具整備事業設計・施工一貫プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」とする。）で審査する。
- (4) 工事内容
 - ア 工事名 市内一円インクルーシブ遊具整備工事
 - イ 施工場所 防府市 市内一円 （市内17箇所）
※別表1および参考資料1、2参照
 - ウ 工期 契約締結日の翌日から2024年3月29日までとする。
 - エ 工事概要 ①事業に係るすべての測量及び実施設計
②遊具の設置及び付帯工事の施工及び工事監理
③上記の施設設置に伴う地下埋設物件工事
 - オ 施工条件 別紙1「要求水準書」の方針は最低限として必ず実施すること。
別紙2「施工条件書」に基づき設計・施工を行うこと。
 - カ 事業上限額 65,000,000円（消費税相当額含む）
※工事費内訳書記載金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって提案価格とするため、参加申込者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった提案工事価格金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を工事費内訳書（様式4）に記載すること。

3. 参加申込者の資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすもの

- (1) 令和5・6年度防府市建設工事等入札参加資格の認定を受けている業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない事業者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第

- 225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 防府市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱及び本市のその他の機関が定める入札参加停止等の基準に基づく入札参加停止措置期間中の者でないこと。
- (5) 下請業者を使用する場合は、防府市内業者を1者以上活用すること。

4. 参加申込書の提出

本プロポーザル参加申込者は、次の書類を提出すること。

- (1) 参加申込書 ・・・・(様式1)
- (2) 誓約書 ・・・・(様式2-1)
- (3) 使用印鑑届 ・・・・(様式2-2)

提出方法：事務局へ持参とし、提出日は土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

提出期限：2023年8月23日(水)午後5時

5. 提案書等の提出

本プロポーザル参加申込者は、次の書類を提出すること。

- (1) 会社概要 ・・・・(様式3)
- (2) 工事費内訳書 ・・・・(様式4)
- (3) 実施体制 ・・・・(様式5)
- (4) 予定市内下請業者 ・・・・(様式6)
- (5) 提案書 ・・・・(様式7-①～様式7-⑤)

提出方法：事務局へ持参とし、提出日は土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

提出期限：2023年9月26日(火)午後5時

提案書は下記の資料を添付すること。

ア 概要図(提案完成予想イラスト・配置計画図等)

イ 構造図(製品サイズや材質がわかる資料)

ウ 審査基準の各項目の提案資料(様式7はA3用紙)

- ①インクルーシブ、公園施設との整合性 ・・・・様式7-①
- ②施設の安全性 ・・・・様式7-②
- ③維持管理性 ・・・・様式7-③
- ④自由提案 ・・・・様式7-④
- ⑤カーボンニュートラルの推進 ・・・・様式7-⑤

エ 工程計画書(任意様式、設計から工事施工完了までの計画とすること)

オ その他提案を補足する資料(枚数制限は設けないが、審査はウの提案資料に記載された内容のみで行う。)

上記書類の提出にあたり、次のアからウに従うこと。

ア (1)から(5)を1冊として、原本1部、写しを11部、合計12部を提出すること。

イ 様式内の注意事項に沿って記載すること。

ウ 提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回は認めない。但し、審査過程でこれらの資料についてヒアリング、明瞭化を行うことがある。

6. 審査及び選定

審査委員会において、以下の手順で審査し、優先交渉権者等を決定する。

(1) 総合評価点の算出

価格と非価格要素の評価点から以下の算定式に基づき、総合評価点を算出する。

$$\text{総合評価点 } 100 \text{ 点} = \text{価格点 } 10 \text{ 点} + \text{非価格要素点 } 90 \text{ 点}$$

(2) 価格点審査

価格点の点数化は、以下の算式に基づいて行う。なお、評価において、現在価値換算は行わない。事業上限額内にある提案価格を下記に定める算定方法により価格点を算定する。

$$\text{(価格点)} = (\text{提案者内での最低価格} / \text{提案価格}) \times 10 \text{ 点}$$

(例) 提案者 A の提案価格 100 百万円、

全提案者内での最低提案価格 90 百万円の場合

$$\blacklozenge \text{提案者 A の価格点} = (90 / 100) \times 10 = 9 \text{ 点}$$

(3) 非価格要素点審査

提案者の提案に対して、「審査基準表」に定める算定方法により、要素点を算定する。なお、審査にあたっては、審査委員への説明会を実施する。

また、提案者が 1 者の場合でも審査委員への説明会を実施する。

(4) 総合評価の実施・優先交渉権者の選定

(2)、(3) で算定した要素点から (1) に定める算定式により総合評価点を算定し、提案者のうち最も高い点数の者を「優先交渉権者」、次いで点数の高い者を「次点交渉権者」として選定する。

総合評価点の最も高い者が 2 者以上ある場合は、当該者によるくじ引きを実施する。

市は、優先交渉権者と提案価格の範囲内で契約内容の協議を行い、協議が整った場合には優先交渉権者と随意契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行う。

なお、提案者が 1 者の場合は、審査結果が総合評価点の 60% 以上である場合に限り、その提案者を交渉権者とする。

審査基準表

各評価項目に係る審査基準及び配点（満点 100 点）は、次のとおりとする。

| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 | 評価 | | | | |
|--------------------------------|---|-------------------|----|------------------------------|------|----|--------|--------|
| 価 格 点 | | | 10 | (価格点)=(提案者内での最低価格/提案価格)×10点 | | | | |
| | | | | | | | | 小計 10点 |
| 評価項目 | | 評価の視点 | 配点 | 評価 | | | | |
| | | | | 優秀 | やや優秀 | 普通 | やや劣る | 劣る |
| 非 価 格 要 素 点 | ① | インクルーシブ、公園施設との整合性 | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| | ② | 施設の安全性 | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| | ③ | 維持管理性 | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| | ④ | 自由提案 | 20 | 20 | 15 | 10 | 5 | 0 |
| | ⑤ | カーボンニュートラルの推進 | 10 | ・木材の使用量で評価 ※審査基準は様式7-⑤を参照 | | | | |
| | | | | | | | 小計 90点 | |
| 総合評価点100点 = 価格点10点 + 非価格要素点90点 | | | | | | | | |

7. 審査委員への説明会

提案書の審査を行うために、審査委員への説明会を開催する。なお、説明会は非公開とする。

- (1) 実施日：10月6日（金）（日時が変更になる場合がある）
説明会の日時等は、参加申込書（様式1）の担当者に通知する。
- (2) 実施場所：提案者に別途連絡
- (3) 実施方法：提案者は、準備・説明15分以内、質疑応答10分以内、片付け5分以内、合計30分以内とする。
- (4) 説明は提出した提案書（様式7-①～様式7-⑤）に記載された内容については必ず行うものとする。
また、提案書（様式7）に書かれていない内容の追加は認めない。
- (5) 質疑応答は、主に、提出された資料と説明会の内容について行う。
- (6) 説明にあたり、電源、プロジェクタ1台(HDMI又はD-SUB接続)、スクリーン1台を使用することができる。プロジェクタ、スクリーン、接続ケーブル以外の必要な機材等は、原則として提案者で用意すること。

8. 審査結果の通知・公表

- (1) 審査結果は、提案者に通知する。
- (2) 結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない。
- (3) 審査結果は、総合評価点のみホームページに公表する。
- (4) 審査結果理由の説明請求
提案者は、各審査結果の理由を、市に説明を求めることができる。

ア 説明請求の期日等

審査結果理由の説明を求める場合には、市が審査結果を公表した日の翌日から起算して3日以内（土、日、祝日を除く）に事務局へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。なお、書面は郵送又は持参により提出するものとし、持参の場合は午後5時までとする。

また、郵送は午後5時必着とする。

イ 説明請求に対する回答

説明請求に対する回答は、請求を受けた日の翌日から起算して7日以内（期間中の土、日、祝日を除く）に書面により行う。

- (5) 審査委員所属は本工事の本契約締結後に公表する。

9. 参加資格の取消し

以下に該当した際には参加資格を取り消すものとする。

- (1) 書類の提出が期限を過ぎたもの。
- (2) 提出書類に不備があるもの。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- (4) 提出書類が第三者の著作権、意匠権等を侵害しているもの。
- (5) 審査委員への説明会の開始時刻に間に合わなかったもの。
- (6) 「3. 参加申込者の資格要件」を満たすことが出来なくなったもの。
- (7) その他不適切と判断したもの。

10. 実施要項に対する質疑・回答

実施要項に対する質疑・回答を以下のとおり実施する。

提出期限：2023年8月23日（水）午後5時

回答期限：2023年8月29日（火）

- (1) 質疑のある者は、質疑書（様式8）にその内容を簡潔に記載し、参加申込書と合わせて提出すること。
- (2) 参加資格要件を満たしている者の質疑を受け付け、参加申込書（様式1）の担当者に回答を通知する。なお、すべての質疑について回答するとは限らない。
- (3) 既設構造物の図面や追加提供に関する質疑は受け付けない。契約後に実施設計の中で資料収集、測量・試掘業務等を行うこと。

11. 事業地の調査等

事業地の調査等については、別表1を基に行うこと。

調査は、周辺住民、交通安全等に十分配慮して行うこと。

1 2. スケジュール

| | |
|-----------------|---------------------------|
| 2023年 8月 8日 (火) | 公募開始 |
| 8月23日 (水) | 参加申込・質疑受付締切 午後5時まで |
| 8月29日 (火) | 質疑回答 ※内容により回答できない場合がある。 |
| 9月26日 (火) | 提案書締切 午後5時まで |
| 10月 6日 (金) | 審査委員説明会 (日時が変更になる場合がある) |
| 10月上旬頃 | 最終審査結果の通知 (優先交渉権者決定) (予定) |
| 10月中旬頃 | 優先交渉権者との協議 |
| 10月中旬頃 | 本契約 (予定) |

1 3. 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルに要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

1 4. 参加に当たっての留意事項

参加に当たっては、参加申込者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に抵触する行為を行ってはならない。

公正に手続きを執行できないと認められる場合又はおそれがある場合、市は、当該参加者を参加手続きに参加させず又は参加手続きの執行を延期もしくは取り止めることがある。なお、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

また、その他、市が必要と認めたときは、手続きを延期、中止又は取り消すことがある。

1 5. その他

- (1) 市は、提案者の審査を行うのに必要な範囲において、提出書類を複写して使用することがある。
- (2) 提案書の著作権は、提案者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、市は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。契約に至らなかった提案者の提出書類は、本提案審査の目的以外には使用しない。
なお、提案書類は返却しない。
- (3) この工事の契約が成立するまでの間において、提案者が「9. 参加資格の取消し」に該当することとなった場合は、当該提案者と契約を締結しない。

1 6. 事務局（書類提出先、問い合わせ先）

防府市 土木都市建設部 都市計画課 公園係
〒747-0801 山口県防府市駅南町13番40号
山口県防府総合庁舎 別棟
電話 0835-25-2150
FAX 0835-25-2218
メール toshikei@city.hofu.yamaguchi.jp

別表1 (インクルーシブ設置候補箇所)

| | 設置場所 | 所在地 | 備考 |
|-----|--------------|---------------------|-------|
| 富海 | 脇公園 | 防府市大字富海 2755 番 | |
| 牟礼 | 岩島公園 | 防府市岩島一丁目 3930 番 | |
| 牟礼南 | 牟礼児童遊園 | 防府市大字江泊 1054 番 2 外 | |
| 勝間 | 防府市記念モデル児童遊園 | 防府市三田尻三丁目 55 番 1 | 駐車場有り |
| 松崎 | 前小路児童遊園 | 防府市松崎町 2709 番 1 | |
| 華浦 | 晒石公園 | 防府市大字仁井令 734 番 4 | |
| 新田 | 東須賀公園 | 防府市大字新田 1000 番 7 | |
| 野島 | 野島港待合所 | 防府市大字野島港 | |
| 中関 | 新前町公園 | 防府市大字田島 1067 番 3 | |
| 西浦 | 木船開発広場 | 防府市大字西浦 1458 番 34 | |
| 華城 | 華城公園 | 防府市伊佐江町 437 番 1 | |
| 佐波 | 日の出広場児童遊園 | 防府市本橋町 543 外 | |
| 小野 | 真尾公会堂 | 防府市大字真尾 695 外 | |
| 右田 | 誠和児童遊園 | 防府市大字下右田 468 番 2 | |
| 玉祖 | 玉祖児童遊園 | 防府市大字佐野 397 番 1 | |
| 大道 | 大道児童遊園 | 防府市大字台道 1346 番 13 外 | 駐車場有り |
| 向島 | 向島児童遊園 | 防府市大字向島 379-24 外 | |

※提案により遊具設置箇所を変更することができる。

※遊具設置箇所の変更を提案する場合は、自由提案（様式7-④）に変更理由を明確に記載すること。